

支給対象事業所・支給額一覧

	対象事業所	サービス種別	支給額（※2、※3）	
			エネルギーコスト （電気・ガス料金、食材費）	ガソリン代
1 訪問系事業所	下記①～③を全て満たす事業所 ① 令和4年10月1日（基準日）時点において、北区内に所在 ② 老人福祉法または介護保険法に基づく認可・指定を受けている ③ 令和4年4月1日以降、継続して事業を運営（ただし、下記「※1」を除く。）	訪問入浴介護		36,000円×自動車台数 （上限3台）
2 通所系事業所		通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション（※1③）	9,000円×利用定員	36,000円×自動車台数 （上限3台）
3 入所系事業所		介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム	18,000円×利用定員 （上限2,000,000円） （定員100人以上：1,000,000円加算） ※4	

※1：対象外事業所

- ①基準日（令和4年10月1日）時点で、休止又は廃止の届出をしている事業所
- ②サテライト事業所
- ③保険医療機関のうち、介護保険法第71条の規定によるみなし指定を受けている事業所
（なお、令和4年7月から同年9月までの各月において、介護サービスを提供した実績がある事業所は対象とします。）
- ④介護老人保健施設の空床を利用してサービス提供する短期入所療養介護事業所
- ⑤法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他従事者若しくは構成員に暴力団員等に該当するものがあるもの

※2：利用定員、自動車

台数は、基準日（令和4年10月1日）現在のものとします。

※3：【令和4年4月1日からの1年間分】として支給します。

※4：18,000円×定員数での上限（2,000,000円）を設けていますが、定員100人以上の場合は、1,000,000円を上乗せします。

（例）定員数100人・・・18,000円×100人 + 1,000,000円（加算） = 2,800,000円

定員数120人・・・2,000,000円（18,000円×120人=2,160,000円で上限超過のため、2,000,000円） + 1,000,000円（加算） = 3,000,000円